

交通安全テスト解説

(中学・高校生用)

- ① 自転車で通行する際は、車道の右または左の端を走行する。
正しければ ○ を、間違っていれば × を書きましょう。

★解説★

自転車で車道を通るときは、道路の左側部分の左側端によって通行しなければなりません。
道路の右側を走行すると逆走になり、危ないのでやめましょう。



- ② 下図の道路を自転車で通行する際、交通量が少ないと明らかに認められる場合は一時停止することなく通過できる。
正しければ ○ を、間違っていれば × を書きましょう。

★解説★

一時停止標識により規制された道路では、交通量が少ないからといって一時停止せずに通行できるという例外はありません。
標識がある場所ではしっかりと一時停止し、周囲の安全確認をしてから通行しましょう。



- ③ 自転車は原則、法律で歩道通行が禁止されており、下図の標識がある場合のみ、歩道を通行することができる。
正しければ ○ を、間違っていれば × を書きましょう。

★解説★

右の「自転車及び歩行者専用」の規制標識がある歩道では、自転車でその歩道を通行することができます。その他にも、

○ 13歳未満の子供 ○ 70歳以上の高齢者 ○ 身体が不自由な人
○ 道路が工事中などにより安全に走ることができないとき
に自転車で歩道を走行することができます。

ただし、歩道はあくまでも歩行者優先となりますので、注意しながら走行しましょう。



- ④ 信号無視や遮断踏切立ち入り等の危険な違反を繰り返した悪質な自転車運転者は、○○○○○○講習の受講を命ぜられる場合がある。
○ に当てはまる言葉を漢字で答えましょう。

★解説★

○ に入る言葉は「**自転車運転者**」です。
この講習の対象者は**14歳以上**で、危険な違反を繰り返した場合に受講を命ぜられ、この命令に従わない場合は、罰金が科せられる可能性があります。

- ⑤ 下図の通行が違反になる場合を、次の1～4から選びましょう。
1. ① 2. ② 3. ①・② 4. ①・②とも違反にならない

★解説★

対面の信号が赤色のとき、道路を渡らなくても停止線を越えると信号無視になりますので停止線の手前で止まって信号が変わるのを待ちましょう。

3

<交通安全テスト> 解答・解説 (中学・高校生用)

- ① 自転車で通行する際は、車道の右または左の端を走行する。
正しければ ○ を、間違っていれば × を書きましょう。【×】

【問題のポイント】

- ★ 自転車で歩道を通ることができる場合は、右、左どちら側の歩道を走行してもよいですが、歩道等がない道路では、道路の左端を走行しなければなりません。

【関係法令等】

- 道路交通法 第17条 (通行区分 (抜粋))

第1項

車両は、歩道又は路側帯と車道の区別のある道路においては、車道を通行しなければならない。ただし、道路外の施設又は場所へ出入するためやむを得ない場合において歩道等を横断するとき、又は第47条第3項若しくは第48条の規定により歩道等で停車し、若しくは駐車するため必要な限度において歩道等を通行するときは、この限りでない。

第4項

車両は、道路 (歩道等と車道の区別のある道路においては、車道。) の中央 (軌道が道路の側端に寄って設けられている場合においては当該道路の軌道敷を除いた部分の中央とし、道路標識等による中央線が設けられているときはその中央線の設けられた道路の部分を中心とする。) から左の部分を通行しなければならない。

- 道路交通法 第18条 (左側寄り通行等 (抜粋))

第1項

車両 (トロリーバスを除く。) は、車両通行帯の設けられた道路を通行する場合を除き、自動車及び原動機付自転車にあっては道路の左側に寄って、軽車両にあっては道路の左側端に寄って、それぞれ当該道路を通行しなければならない。

- 道路交通法 第63条の4 (普通自転車の歩道通行)

第1項

普通自転車は、次に掲げるときは、第17条第1項の規定にかかわらず、歩道を通ることができる。ただし、警察官等が歩行者の安全を確保するため必要があると認めて当該歩道を通りしてはならない旨を指示したときは、この限りでない。

- 1 道路標識等により普通自転車が当該歩道を通ることができることとされているとき。
- 2 当該普通自転車の運転者が、児童、幼児その他の普通自転車により車道を通ることが危険であると認められるものとして政令で定める者であるとき。
- 3 前2号に掲げるもののほか、車道又は交通の状況に照らして当該普通自転車の通行の安全を確保するため当該普通自転車が歩道を通ることがやむを得ないと認められるとき。

第2項

前項の場合において、普通自転車は、当該歩道の中央から車道寄りの部分 (道路標識等により普通自転車が通行すべき部分として指定された部分 (以下この項において「普通自転車通行指定部分」という。) があるときは、当該普通自転車通行指定部分) を徐行しなければならない。また、普通自転車の進行が歩行者の通行を妨げることとなるときは、一時停止しなければならない。ただし、普通自転車通行指定部分については、当該普通自転車通行指定部分を通りし、又は通行しようとする歩行者がないときは、歩道の状況に応じた安全な速度と方法で進行することができる。

- 道路交通法施行令 第26条（普通自転車により歩道を通行することができる者）
法（道路交通法）第63条の4第1項第2号の政令で定める者は、次に掲げるとおりとする。
 - 1 児童及び幼児
 - 2 70歳以上の者
 - 3 普通自転車により安全に車道を通行することに支障を生ずる程度の身体の障害として内閣府令で定めるものを有する者
- 交通の方法に関する教則 第三章第二節1（自転車の通るところ（抜粋））
 - (1) 自転車は、歩道と車道の区別のある道路では、車道を通るのが原則です。また、普通自転車は、自転車道のあるところでは、道路工事などの場合を除き、自転車道を通らなければなりません。
 - (2) 自転車は、車道や自転車道を通るときは、その中央（中央線があるときは、その中央線）から左の部分を、その左端に沿って通行しなければなりません。ただし、標識や標示によって通行区分が示されているときは、それに従わなければなりません。しかし、道路工事などでやむを得ない場合は別です。
 - (4) 普通自転車は、次の場合に限り、歩道の車道寄りの部分（歩道に白線と自転車の標示がある場合は、それによって指定された部分）を通ることができます。ただし、警察官や交通巡視員が歩行者の安全を確保するため歩道を通ってはならない旨を指示したときは、その指示に従わなければなりません。
 - ア 歩道に普通自転車歩道通行可の標識や標示があるとき。
 - イ 13歳未満の子供や70歳以上の高齢者や身体の不自由な人が普通自転車を運転しているとき。
 - ウ 道路工事や連続した駐車車両などのために車道の左側部分を通行することが困難な場所を通行する場合や、著しく自動車などの交通量が多く、かつ、車道の幅が狭いなどのために、追越しをしようとする自動車などとの接触事故の危険がある場合など、普通自転車の通行の安全を確保するためやむを得ないと認められるとき。
- 交通の方法に関する教則 第三章第二節2（走行上の注意（抜粋））
 - (8) 歩道を通るときは、普通自転車は、歩行者優先で通行しなければなりません。この場合、次の方法により通行しなければなりません。
 - ア すぐ停止できるような速度で徐行すること。ただし、白線と自転車の標示によって指定された部分がある歩道において、その部分を通行し、又は通行しようとする歩行者がいないうときは、歩道の状況に応じた安全な速度と方法でその部分を通行することができます。
 - イ 歩行者の通行を妨げるおそれのある場合は、一時停止すること。

<指導のポイント>

自転車は車の仲間であり、原則車道を走行しなければならず、車道の左側端を走行しなければなりません。

例外として、歩道を走行できる場合が法律で定められており、歩道を走れる場合でも歩行者がいるときは、歩行者の通行を妨げてはいけません。

自転車で歩道を走行する場合は、周囲に注意し、車道寄りを徐行しましょう。

② 下図の道路を自転車で通行する際、交通量が少ないと明らかに認められる場合は一時停止することなく通過できる。

正しければ ○ を、間違っていれば × を書きましょう。【×】

【問題のポイント】

★ 交通量が少なければ一時停止しなくてもよい、ということはありません。

自転車は軽車両であり、車の仲間ですので、標識に従い停止線手前で一時停止して安全を確保してから通行しましょう。

【関係法令等】

- 道路交通法 第43条（指定場所における一時停止（抜粋））
車両等は、交通整理が行われていない交差点又はその手前の直近において、道路標識等により一時停止すべきことが指定されているときは、道路標識等による停止線の直前（道路標識等による停止線が設けられていない場合にあつては、交差点の直前）で一時停止しなければならない。この場合において、当該車両等は、第36条第2項の規定に該当する場合のほか、交差道路を通行する車両等の進行妨害をしてはならない。
- 交通の方法に関する教則 第3章第2節3（交差点の通り方(抜粋)）
(2) 信号機などによる交通整理が行われていない交差点に入るときは、次のことに注意しましょう。
 - ア 「一時停止」の標識のあるところでは、一時停止をして、安全を確かめなければなりません。
 - イ 交差点に入るときは、交通量の少ないところでもいきなり飛び出さないで、安全を十分確かめ、速度を落として通りましょう。また、狭い道路から広い道路に出るときは、特に危険ですから一時停止をして安全を確かめましょう。

<指導のポイント>

一時停止標識は、周りが見えにくい危険な箇所等に設置されています。
自転車運転中はもちろん、事故に遭わないために、歩行中でも立ち止まって必ず左右の安全確認を行ってから通行しましょう。

③ 自転車は原則、法律で歩道通行が禁止されており、下図の標識がある場合のみ、歩道を通行することができる。

正しければ ○ を、間違っていれば × を書きましょう。【×】

A：この標識は、自転車が歩道を通ることができる「歩道通行可」を示す標識です。
この標識がある場合以外にも、

- 1 児童及び幼児 ※13歳未満の子供
- 2 70歳以上の者
- 3 普通自転車により安全に車道を通行することに支障を生ずる程度の身体の障害として内閣府令で定めるものを有する者

は、自転車で歩道を通行することができます。

- 道路交通法 第63条の4（普通自転車の歩道通行）

第1項

普通自転車は、次に掲げるときは、第17条第1項の規定にかかわらず、歩道を通行することができる。ただし、警察官等が歩行者の安全を確保するため必要があると認めて当該歩道を通行してはならない旨を指示したときは、この限りでない。

- 1 道路標識等により普通自転車が当該歩道を通行することができることとされているとき。
- 2 当該普通自転車の運転者が、児童、幼児その他の普通自転車により車道を通行することが危険であると認められるものとして政令で定める者であるとき。
- 3 前2号に掲げるもののほか、車道又は交通の状況に照らして当該普通自転車の通行の安全を確保するため当該普通自転車が歩道を通行することがやむを得ないと認められるとき。

第2項

前項の場合において、普通自転車は、当該歩道の中央から車道寄りの部分（道路標識等

により普通自転車が通行すべき部分として指定された部分（以下この項において「普通自転車通行指定部分」という。）があるときは、当該普通自転車通行指定部分を徐行しなければならず、また、普通自転車の進行が歩行者の通行を妨げることとなるときは、一時停止しなければならない。ただし、普通自転車通行指定部分については、当該普通自転車通行指定部分を通行し、又は通行しようとする歩行者がないときは、歩道の状況に応じた安全な速度と方法で進行することができる。

- 道路交通法施行令第26条（普通自転車により歩道を通行することができる者）
法第63条の4第1項第2号の政令で定める者は、次に掲げるとおりとする。
 - 1 児童及び幼児 ※13歳未満の子供
 - 2 70歳以上の者
 - 3 普通自転車により安全に車道を通行することに支障を生ずる程度の身体の障害として内閣府令で定めるものを有する者
- 交通の方法に関する教則 第3章第2節2（走行上の注意（抜粋））
(8) 歩道を通るときは、普通自転車は、歩行者優先で通行しなければなりません。この場合、次の方法により通行しなければなりません。
 - ア すぐ停止できるような速度で徐行すること。ただし、白線と自転車の標示によって指定された部分がある歩道において、その部分を通行し、又は通行しようとする歩行者がいなく、歩道の状況に応じた安全な速度（すぐ徐行に移ることができるような速度）と方法でその部分を通行することができます。
 - イ 歩行者の通行を妨げるおそれのある場合は、一時停止すること。

<指導のポイント>

歩道は歩行者優先ですので、自転車は歩行者の通行を妨げないように歩道の車道寄りを徐行しなければなりません。また、歩行者がいなくても、スピードを出して歩道を走行することは非常に危険ですので、やめましょう。

④ 信号無視や遮断踏切立ち入り等の危険な違反を繰り返した悪質な自転車運転者は、〇〇〇〇〇〇講習の受講を命ぜられる場合がある。

○ に当てはまる言葉を漢字で答えましょう。

A：自転車で危険な違反を繰り返した場合、自転車運転者講習の受講を命ぜられます。
この講習の対象は14歳以上です。

- 道路交通法 第108条の3の4（自転車運転者講習の受講命令）
公安委員会は、自転車の運転に関しこの法律若しくはこの法律に基づく命令の規定又はこの法律の規定に基づく処分に違反する行為であって道路における交通の危険を生じさせるおそれのあるものとして**政令で定めるもの**を反復してした者が、更に自転車を運転することが道路における交通の危険を生じさせるおそれがあると認めるときは、内閣府令で定めるところにより、その者に対し、三月を超えない範囲内で期間を定めて、当該期間内に行われる第108条の2第1項第14号に掲げる講習を受けるべき旨を命ずることができる。
- 道路交通法 第108条の2第1項（講習）
公安委員会は、内閣府令で定めるところにより、次に掲げる講習を行うものとする。
 - 14 自転車の運転による交通の危険を防止するための講習

～政令で定めるもの～

- 道路交通法施行令 第41条の3（危険行為）
法第108条の3の4の政令で定める行為は、自転車の運転に関し行われた次に掲げる行為とする。
 - 1 法第7条（信号機の信号等に従う義務）の規定に違反する行為

- 2 法第8条（通行の禁止等）第1項の規定に違反する行為
- 3 法第9条（歩行者用道路を通行する車両の義務）の規定に違反する行為
- 4 法第17条（通行区分）第1項、第4項又は第6項の規定に違反する行為
- 5 法第17条の2（軽車両の路側帯通行）第2項の規定に違反する行為
- 6 法第33条（踏切の通過）第2項の規定に違反する行為
- 7 法第36条（交差点における他の車両等との関係等）の規定に違反する行為
- 8 法第37条（交差点における他の車両等との関係等）の規定に違反する行為
- 9 法第37条の2（環状交差点における他の車両等との関係等）の規定に違反する行為
- 10 法第43条（指定場所における一時停止）の規定に違反する行為
- 11 法第63条の4（普通自転車の歩道通行）第2項の規定に違反する行為
- 12 法第63条の9（自転車の制動装置等）第1項の規定に違反する行為
- 13 法第65条（酒気帯び運転等の禁止）第1項の規定に違反する行為（法第117条の2第1号に規定する酒に酔った状態とするものに限る。）
- 14 法第70条（安全運転の義務）の規定に違反する行為
- 15 法第117条の2第6号又は法117条の2の2第11号の罪に当たる行為（妨害運転）

<指導のポイント>

自転車運転者講習の対象となる危険行為

下図に示されている15の違反行為は、自転車運転者講習制度の危険行為として定められています。



⑤ 下図の通行が違反になる場合を、次の1～4から選びましょう。

1. ① 2. ② 3. ①・② 4. ①・②とも違反にならない【3】

【問題のポイント】

- ★ 自転車で左折する場合や、左方に交差する道路がない丁字路交差点を通行する場合でも、対面信号を守らなければなりません。

【関係法令等】

- 道路交通法 第7条（信号機の信号等に従う義務（抜粋））
道路を通行する歩行者又は車両等は、信号機の表示する信号又は警察官等の手信号等に従わなければならない。
- 道路交通法施行令 第2条第1項・第4項（信号の意味等（概要））
青色の灯火
自転車は、直進をし、又は左折することができること。
赤色の灯火
自転車は、停止位置を越えて進行してはならないこと。
- 停止位置とは、次に掲げる位置（道路標識等による停止線が設けられているときは、その停止線の直前）をいう。
① 交差点（交差点の直前に横断歩道等がある場合においては、その横断歩道等の外側までの道路の部分を含む。）の手前の場所にあつては、交差点の直前

<指導のポイント>

自転車で交差点を通行するときは、対面する信号を必ず守りましょう。

信号が赤色の場合、車道を走っているときは停止線の直前で止まり、信号が青色に変わってもすぐ進み始めるのではなく、周りの安全確認をしてから進むようにしましょう。

また、交差点の手前で停止している車やゆっくり進んでいる車があるときは、その前に割り込んだり、これらの車の間を縫って前へ出たりしてはいけません。